

平成27年 8月21日

安全保障関連法案に反対し、その廃案を求める会長声明

京都司法書士会
会長 森中 勇雄

第1 声明の趣旨

自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動協力法等を改正する平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案の制定に強く反対し、その廃案を求める。

第2 声明の理由

1 法案の違憲性

(1) 集団的自衛権の行使

政府は、昨年7月1日、限定的な集団的自衛権の行使を容認するとの閣議決定を行った。現在、参議院において審議中の自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国連平和維持活動協力法等を改正する平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案（以下、併せて「本法案」という。）は、これを具体化するものである。

この点、国際法上、集団的自衛権とは、ある国家が武力攻撃を受けた場合に直接に攻撃を受けていない第三国が協力して共同で防衛を行う権利であるところ、日本国憲法第9条第1項は、戦争・武力行使を禁じ、同条第2項が軍その他の戦力の不保持を定めている。このため、他国への武力行使は原則として違憲であり、例外的に他国への武力行使が認められるとすれば、憲法上、その根拠規定を要するが、第13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は国政の最大の尊重を必要とする、と定めて国内の安全を確保する義務を政府に課していることから、これを果たすための必要最小限度の実力行使が、第9条の例外として許容されるのである。そもそも、主権を維持する活動は防衛「行政」であり、内閣の持つ行政権の範囲に含まれる一方、日本国憲法は、政府に軍事権を付託していない（第65条、第73条）。したがって、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまる実力行使とはまさしく個別的自衛権であり、「わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合（＝武力攻撃事態）に限られるのであって、他国防衛たる集団的自衛権の行使は憲法上許されるものではない。

(2) 「存立危機事態」の不明確性

本法案は、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（存立危機事態）において、自衛隊の武力行使を認めるところ、この「存立危機事態」は、厳格性を要求されるべき武力行使の要件であるにもかかわらず、極めて曖昧であることから、政府は、容易に「存立危機事態」を認定することができることになる。しかし、これでは、事実上、武力行使に歯止めがないのと同じであって、国家の行為の授權の範囲を基礎づけているということはできない。すなわち、本法案は、「法律の明確性」という憲法上の要請に反し、日本国憲法における集団的自衛権の行使の可否を論ずるまでもなく、違憲の評価を免れない。

(3) 支援活動等の拡大に伴う他国の武力行使との一体化

重要影響事態法案では、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（重要影響事態）において、自衛隊の後方支援活動を可能としているが、この「重要影響事態」の曖昧さもさることながら、地理的制約を撤廃し、現に戦闘行為が行われている現場以外の場所での活動を認め、発進準備中の戦闘機に対する給油や弾薬の提供や輸送を許すなど、支援活動の範囲、内容を拡大させている。参議院の特別委員会では「弾薬」に核兵器までもが含まれるとの政府答弁も飛び出したが、そうだとすれば、後方支援とは名ばかりであって、他国軍隊の武力行使との一体化は避けられない。したがって、憲法第9条に違反する立法と言わなければならない。

また、国際平和支援法における協力支援活動についても同様の危険がある。すなわち、国際平和支援法案は、これまでの国連平和維持活動（PKO）のみならず有志連合等の「国際連携平和安全活動」にまで自衛隊の活動範囲を拡大し、「安全確保業務」や「駆け付け警護」を行うこと及びその任務遂行のための武器使用を認めている。この武器使用は、「武力の行使」と区別して許容される根拠とされてきた「自己保存のため」という限度を超えるものであり、国際平和協力の名のもとで、自衛隊が国際紛争に介入し、武器使用による治安維持活動に従事することは、やはり他国の武力行使と一体化することとなり、自衛隊による海外での武力行使に発展する事態を招きかねないのである。

2 立憲主義の破壊

上記のとおり、集団的自衛権の行使は違憲であり、本法案は、憲法上

許されない武力行使と評価される支援活動をも含むものである。

しかし、そのことと、政治的な判断に基づき、我が国の安全保障政策におけるこれらの法整備が必要であるか判断することとは別問題である。

本法案が我が国の安全保障政策上必要であるのなら、正々堂々と憲法を改正すべきである。

にもかかわらず、歴代内閣が憲法上許されないと解釈し、多くの憲法学者や元内閣法制局長官らも違憲と指摘してきた集団的自衛権の行使について、時代の要請や情勢の変化が生じているからという理由で、政府自ら「解釈改憲」と称した閣議決定を行い、これまでの政府見解を180度覆した。権力者である政府が憲法の縛りを自分で勝手にゆるめることなど言語道断であって、このような政府の一連の手法は、憲法を最高法規と定め（憲法第10章）、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし（第98条）、国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課すことにより（第99条）、国家権力を憲法による制約の下に置くこととした立憲主義に反する。

また、そのような手法は法的安定性を著しく害するものでもある。

さらに、「存立危機事態」の具体的場面の明言を避けたうえで「総合的に判断する」などという衆議院での審議における政府の答弁は、白紙委任を求めているも同然であって、不明確な法律を認めることは政府の恣意的な運用を許すことになる。

すなわち、政府が思い通りに憲法解釈を変更することや、「存立危機事態」を恣意的に認定することによって武力を行使することを認めてしまえば、我が国が「人の支配」に成り下がることになる。これは、まさしく、「法の支配」の危機であって、断じて許されない。

3 結語

本法案については、法案の政策的な必要性の有無とは別に、立憲主義の破壊という憲法問題及び法秩序についての法的な問題がある。一内閣の裁量で憲法の解釈を変更して政府の恣意的な運用を拡大するような手法に、国民の多くが不安を感じていると考えられる。国民の権利の擁護と公正な社会を実現するという司法書士の使命にかんがみ、これらを容認することはできない。

よって、本法案の制定に強く反対し、その廃案を求める。

以上